資料１－２

厚生労働省発生食 1105 第２号
令 和 ３ 年 １１ 月 ５ 日

食品安全委員会
委員長　山本　茂貴　殿

厚生労働大臣　後藤　茂之
（　公　印　省　略　）

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第１項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第１条第１項及び食品安全委員会令第１条第１項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第３条第１項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

ＤＩＤＫ-0176 株を利用して生産されたホスホリパーゼ

ＤＩＤＫ-0176 株を利用して生産されたホスホリパーゼに係る食品健康影響評価について

１．趣旨

「ＤＩＤＫ-0176 株を利用して生産されたホスホリパーゼ」については、令和３年９月 22 日付けでダニスコジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

２．評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Ogatae Polymorpha* RB11 株を宿主とし、ホスホリパーゼ活性を示すリパーゼの１つである、*Fusarium heterosporum* 由来のリパーゼをコードする遺伝子を再現した*ＫＬＭ１*遺伝子の導入等を行ったＤＩＤＫ-0176 株を利用して生産されたホスホリパーゼである。

３．酵素の機能

本品目は、ホスホリパーゼＡ１に分類され、レシチン（リン脂質）の１位のアシル基の加水分解反応を触媒する酵素である。

４．利用目的及び利用方法

本品目は、製菓用途、特にケーキ製造の際に加工助剤として用いられる。用途及び使用形態は既存のホスホリパーゼと相違はない。

５．海外の状況

本品目は、オーストラリア、ニュージーランド、デンマーク、フランス、米国及び EU において承認等を受けている。

６．今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。